

河川堤防の強化に関する技術検討会

開催趣旨

令和元年台風第 19 号による洪水では、全国で 142 箇所の堤防決壊が発生し、今後も、気候変動に伴い洪水被害がさらに頻発化・激甚化することが考えられ、それに対し被害を防止・軽減することが求められているなか、令和 2 年 2 月に「令和元年台風第 19 号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会（以下「検討会」という）」を設置した。

令和 2 年 8 月に取りまとめられた、検討会報告書では、越水に対する河川堤防の強化工法の現状として、越水した場合に「粘り強い河川堤防」を設計できる段階ではないものの、緊急的・短期的な取組として、洪水時の河川水位を下げる対策を今後とも治水対策の大原則としつつ、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（以下、「粘り強い河川堤防」という）の整備を、危機管理対応として実施すべきとされている。

一方で、「粘り強い河川堤防」の整備は、現時点では、越水した場合の効果に幅や不確実性があること等から、今後の取組むべき課題として、「粘り強い河川堤防」に必要な性能の具体化や、構造物の安定性を長期的に維持するための維持管理の検討が重要であること、関係業界団体・大学の研究者や学会等との連携を図るとともに、共同で研究・開発を行う体制の構築等が必要であることなどがあげられている。

このような背景から、本格的な河川堤防の強化対策の実施に向けた検討につなげるため、越水に対して減災効果を発揮する「粘り強い河川堤防」の技術開発に必要な技術的検討を行うことを目的に、「河川堤防の強化に関する技術検討会」を設置するものである。

河川堤防の強化に関する技術検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「河川堤防の強化に関する技術検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（以下「粘り強い河川堤防」という）の技術開発に必要な技術的検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について検討・助言を行う。

- ・粘り強い河川堤防の技術開発に関する事項
- ・関係業界団体等と研究・開発を行う体制の構築に関する事項 等

(委員の任命)

第4条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

- 2 検討会は、別表に掲げる有識者等で構成する。
- 3 議事の内容に応じ、臨時に委員を追加することができる。

(検討会)

第5条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 座長は、検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 検討会は、原則として公開で開催する。
- 5 検討会の配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、特段の理由があるときは、座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局治水課、国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室及び国立研究開発法人土木研究所地質・地盤研究グループ（土質・振動）に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和4年5月20日から施行する。

河川堤防の強化に関する技術検討会

委員名簿

- 岡村 未対 愛媛大学大学院理工学研究科 教授
- 清水 義彦 群馬大学大学院理工学府 教授
- 田島 芳満 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 戸田 祐嗣 名古屋大学大学院工学研究科 教授
- 藤田 光一 国立研究開発法人土木研究所 理事長
- 前田 健一 名古屋工業大学社会工学科 教授
- ◎山田 正 中央大学研究開発機構 教授

◎：座長
(敬称略、五十音順)